



熊本県公報

第11955号

平成22年10月29日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○鳥獣保護区の更新	(自然保護課)	1
○特例休猟区の指定	(〃)	1
○特例休猟区の指定	(〃)	3
○特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定	(〃)	3
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課)	4
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	4
○道路の区域変更	(道路保全課)	4
○道路の供用開始	(〃)	4
○定数漁業の許可申請期間の公示	(水産振興課)	5
公 告		
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	5
○第39回採石業務管理者試験合格者	(産業支援課)	5
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画・技術管理課)	5
○土地改良区の定款変更認可	(〃)	6
登 載 依 頼		
○第4回第4期熊本県障がい者計画検討委員会の開催	(熊本県障がい者計画検討委員会)	6
○第5回障がい者への差別をなくす条例検討委員会の開催	(障がい者への差別をなくす条例検討委員会)	6

告 示

熊本県告示第987号

平成22年10月1日熊本県告示第673号の2(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように改め、平成22年11月1日から適用する。

平成22年10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ8第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)第20条の規定により告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

端海野鳥獣保護区の2を次のように改める。

- 2 区域 球磨郡五木村(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林(水産)部に備え置いて縦覧に供する。)

端海野鳥獣保護区の4を次のように改める。

- 4 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

熊本県告示第988号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第1項の規定により、特定鳥獣(イノシシ又はイノシシ・ニホンジカ)の捕獲をすることができる休猟区(特例休猟区)を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

なお、平成20年10月31日熊本県告示第966号(特例休猟区の指定)は、平成22年10月31日限り、廃止する。

平成22年10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 江栗特例休猟区(イノシシを除く。)
 - 区域 玉名郡和水町、南関町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林(水産)部に備え置いて縦覧に供す

- 面積 1, 123ヘクタール
 存続期間 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで
 2 青野特例休猟区(イノシシを除く。)
 区域 玉名市、玉名郡玉東町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林(水産)部に備え置いて縦覧に供する。)
- 面積 1, 600ヘクタール
 存続期間 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで
 3 植木特例休猟区(イノシシを除く。)
 区域 熊本市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林(水産)部に備え置いて縦覧に供する。)
- 面積 1, 260ヘクタール
 存続期間 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで
 4 大江特例休猟区(イノシシを除く。)
 区域 天草市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林(水産)部に備え置いて縦覧に供する。)
- 面積 3, 437ヘクタール
 存続期間 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで
 5 小地野特例休猟区(ニホンジカ、イノシシを除く。)
 区域 阿蘇市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林(水産)部に備え置いて縦覧に供する。)
- 面積 1, 200ヘクタール
 存続期間 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで
 6 大利特例休猟区(イノシシ・ニホンジカを除く。)
 区域 阿蘇郡産山村(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林(水産)部に備え置いて縦覧に供する。)
- 面積 766ヘクタール
 存続期間 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで
 7 川岳特例休猟区(イノシシ・ニホンジカを除く。)
 区域 八代市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林(水産)部に備え置いて縦覧に供する。)
- 面積 1, 549ヘクタール
 存続期間 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで
 8 宝川内特例休猟区(イノシシ・ニホンジカを除く。)
 区域 水俣市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林(水産)部に備え置いて縦覧に供する。)
- 面積 1, 430ヘクタール
 存続期間 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで
 9 国見特例休猟区(イノシシ・ニホンジカを除く。)
 区域 葦北郡芦北町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林(水産)部に備え置いて縦覧に供する。)
- 面積 1, 370ヘクタール
 存続期間 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで
 10 一武特例休猟区(イノシシ・ニホンジカを除く。)
 区域 球磨郡錦町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林(水産)部に備え置いて縦覧に供する。)
- 面積 1, 116ヘクタール
 存続期間 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで
 11 柳野特例休猟区(イノシシ・ニホンジカを除く。)
 区域 球磨郡多良木町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林(水産)部に備え置いて縦覧に供する。)
- 面積 1, 342ヘクタール
 存続期間 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで
 12 大原特例休猟区(イノシシ・ニホンジカを除く。)
 区域 山鹿市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林(水産)部に備え置いて縦覧に供する。)

面積 1, 354ヘクタール
存続期間 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

熊本県告示第989号

平成20年10月31日熊本県告示第967号（特例休猟区の指定）及び平成21年10月30日熊本県告示第990号により告示した特例休猟区のうち、次の区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により特定鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）の捕獲をすることができる休猟区（特例休猟区）に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 旭志特例休猟区（イノシシ・ニホンジカを除く。）
区域 菊池市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1, 480ヘクタール
存続期間 平成22年11月1日から平成23年10月31日まで
- 2 鹿北特例休猟区（イノシシ・ニホンジカを除く。）
区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1, 106ヘクタール
存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで
- 3 高尾野特例休猟区（イノシシ・ニホンジカを除く。）
区域 菊池郡大津町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1, 800ヘクタール
存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで

熊本県告示第990号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項の規定により告示する。

なお、昭和39年12月8日熊本県告示第789号（銃猟禁止区域設置）、平成45年10月24日熊本県告示第797号の6（銃猟禁止区域設置）、昭和55年10月31日熊本県告示第864号（銃猟禁止区域設置）及び平成2年10月1日熊本県告示第673号の8（銃猟禁止区域設置）は廃止する。

平成22年10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 荒尾特定猟具（銃器）使用禁止区域
区域 荒尾市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
面積 281ヘクタール
存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで
- 2 桜山特定猟具（銃器）使用禁止区域
区域 荒尾市、玉名郡長洲町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
面積 675ヘクタール
存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで
- 3 大津特定猟具（銃器）使用禁止区域
区域 菊池郡大津町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
面積 185ヘクタール
存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで
- 4 本渡五和特定猟具（銃器）使用禁止区域
区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1, 713ヘクタール
存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

熊本県告示第991号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成22年10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所昭和の家 熊本市大江一丁目28番26号	あさひ合同会社	平成22年11月1日

熊本県告示第992号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成22年10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町崎津字鵜渡崎255番、256番、259番、260番、263番、265番、字村上298番1から298番3まで、308番1、328番2、506番7、506番8、660番3、715番2、769番、771番、772番、772番3、773番から776番まで、779番から781番まで、787番1、793番1、800番1、字宇土迫811番、812番1、814番、818番、821番2、830番、833番1、835番、837番2、845番、851番1、852番、853番、867番から869番まで、871番、872番、873番1から873番3まで、875番、877番3、878番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字村上660番3、715番2、298番1・506番8・772番・772番3・773番・775番・776番・793番1・800番1（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第993号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年10月29日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	深海線	天草市深海町字屋敷山 3418番10地先から 同所 3418番4地先まで	前	9.0 ～ 35.5	60.0	単防災 (通) (落石 防護工)
			後	22.5 ～ 47.0		

2 区域を変更する期日 平成22年10月29日

熊本県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年10月29日から60日間、熊本県土木部道路保全課にお

いて一般の縦覧に供する。
平成22年10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	266号	天草市久玉町字清門河内 2180番1地先から 同市久玉町字札付 2211番2地先まで	117.0	交安統 合(ゆ ずり車 線設置)

2 供用を開始する期日 平成22年10月29日

熊本県告示第995号

熊本県漁業調整規則(昭和40年熊本県規則第18号の2)第8条第2項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第2項の規定により漁業の許可及び起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同規則第8条第3項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第3項の規定により公示する。
平成22年10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁 業 名 称	漁 業 種 類	操 業 区 域
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海
固定式刺網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海
吾智網漁業	吾智網漁業	不知火海
流し網漁業	かに流し網漁業	不知火海
流し網漁業	小目流し網漁業	熊本有明海

2 申請期間

平成22年10月29日から平成22年11月4日まで

公 告

熊本県公告第593号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成22年10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字梶尾原2092番3、同2092番54の一部及び2104番13、913.51平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市尾ノ上一丁目5番20号
株式会社 南栄開発

熊本県公告第594号

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13の規定により実施した第39回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。
平成22年10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

受験番号

5、6、14、16、18、19、20、21、22、30、32、40、41、44

熊本県公告第595号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営羊角湾周辺二期地区(今村工区)土地改良事業(農業用排水施設)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計

画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成22年10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営羊角湾周辺二期地区（今村工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年11月1日から平成22年11月30日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第596号

熊本市に事務所を置く天明新川土地改良区理事長後藤英一から平成22年8月23日付けで申請のあった定款の変更については、平成22年10月18日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成22年10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県障害者施策推進協議会公告第6号

第4回第4期熊本県障がい者計画検討委員会を次のとおり開催します。
平成22年10月29日

熊本県障害者施策推進協議会

- 1 開催日時
平成22年11月9日（火）
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 本館5階 審議会室
- 3 議題（予定）
 - (1) 計画素案（たたき台）の検討について
 - ・分野別施策
 - ・数値目標
 - (2) 計画の推進体制について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員について
10人
- 5 傍聴手続について
 - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができます。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
 - (3) 傍聴を希望される方で、傍聴に際して手話通訳者による通訳が必要な場合は、11月5日（金）までに下記問い合わせ先へ申込み下さい。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県障害者施策推進協議会事務局（熊本県健康福祉部障害者支援総室企画調整班）
（電話 096-333-2236）

熊本県障害者施策推進協議会公告第7号

第5回障がい者への差別をなくす条例検討委員会を次のとおり開催します。
平成22年10月29日

熊本県障害者施策推進協議会

- 1 開催日時
平成22年11月18日（木）
午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺1丁目33-18
水前寺共済会館2階 鳳凰
- 3 議題（予定）
 - (1) 条例素案の検討

- (2) その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができます。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
 - (3) 傍聴を希望される方で、傍聴に際して手話通訳者による通訳が必要な場合は、1月11日(木)までに下記問い合わせ先へ申込み下さい。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県障害者施策推進協議会事務局(熊本県健康福祉部障がい者支援総室企画調整班)
(電話096-333-2236 ファクシミリ096-383-1739)